

諮問第88号の答申 牛乳乳製品統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第88号による牛乳乳製品統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年4月7日付け28統計第12号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「牛乳乳製品統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更

本申請では、基礎調査票における乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）、月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）における乳製品の生産量及び月末在庫量、月別調査票（本社用）の乳製品の月末在庫量を把握する調査事項について、以下のとおり、変更する計画である（図1、2及び3参照）。

- ① タンパク質の含有量別（「25%未満」及び「25%～45%」の別）に「ホエイパウダー」^{（注）}の生産量及び国産・輸入別の在庫量を把握する事項を追加する。

（注）チーズを製造する際に発生する副産物（水溶液）であるホエイを乾燥させたものであり、その用途がパンや菓子などの原料として使用されている脱脂粉乳の代替として利用される。

- ② 「脱脂粉乳」の在庫量について、現在、国産・輸入を一括計上した数量を把握しているが、国産・輸入別に把握する変更を行う。

これらについては、以下のことを踏まえ、セーフガード^{（注）}の発動に係る判断や運用を適確に行う上で必要なデータを整備するものであることから、おおむね適当である。

- ① 平成27年10月に大筋合意に至った「環太平洋パートナーシップ協定」において、ホエイが関税撤廃の対象品目となり、たんぱく質含有量25%～45%のものについては、その用途が脱脂粉乳（たんぱく質含有量34%）と競合することから、輸入量の増加に伴う国産脱脂粉乳の生産に及ぼす影響を緩和するため、ホエイの輸入量が脱脂粉乳の国内生産量の一定水準となるセーフガード発

動数量に達した場合には、セーフガードの発動の措置を講ずるとされたこと。

- ② ただし、「脱脂粉乳が国内で不足している」又は「脱脂粉乳の国内需要が低下していない」と認められる場合には、脱脂粉乳の需給に悪影響がないことから、セーフガードの発動を適用しないとされたこと。

(注) セーフガードとは、特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量制限を行うものである。

図 1

【基礎調査票】

変更案

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在） 単位：kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイパウダー		バター	クリーム	チーズ	れん乳			乳脂肪分8%以上の7(1)F-M (単位：kg)
				うち、かわり質含有量 25%未満	うち、かわり質含有量 25～45%				うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	
生産量(1月～12月)												
在庫量(合計)(12月31日現在)												
在庫量(国産)(12月31日現在)												
在庫量(輸入)(12月31日現在)												

注：年末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

現行

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在） 単位：kg

区分	粉乳			バター	クリーム	チーズ	れん乳			乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位：kg)
	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳				うち、直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	
生産量(1月～12月)										
在庫量(12月31日現在)										

注：年末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

(注) 1 基礎調査票による調査は年次調査である。

- 2 バターの在庫量を把握する事項（現行）の変更については、後記の図6「統計委員会修正案」（6頁）を参照のこと。

図 2

【月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）】

変更案

5 乳製品の生産量及び月末在庫量（キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。） 単位：kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイパウダー	うち、タンパク質含有量	
					25%未満	25～45%
生産量
在庫量(合計)
在庫量(国産)
在庫量(輸入)

区分	バター	クリーム	チーズ	うち、直接消費用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳
在庫量

区分	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kl)
生産量

注：月末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

現 行

5 乳製品の生産量及び月末在庫量（キログラム単位で記入してください。ただし、アイスクリームはキロリットル単位で記入してください。）

区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	単位：kg
生産量	
在庫量	

区分	チーズ	うち、直接消費用 ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上の アイスクリーム (単位：kl)
生産量

注：月末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

（注）バターの在庫量を把握する事項（現行）の変更については、後記の図7「統計委員会修正案」（7頁）を参照のこと。

処理内訳のうち、乳製品向けの内訳として、これまで「うち、クリーム等向け」として液状乳製品を包含し一括して把握していたものを、「うち、クリーム向け」「うち、脱脂濃縮乳向け」及び「うち、濃縮乳向け」と区分して把握するよう変更すること（図4及び5参照）。

- ② 基礎調査票における乳製品の年末在庫量（12月31日現在）並びに月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）及び月別調査票（本社用）における乳製品の月末在庫量を把握する事項について、「バター」の在庫量について、現在、国産・輸入を一括計上した数量を把握しているが、国産・輸入別に把握するよう変更すること（図6、7及び8参照）。

図4

【基礎調査票】								
統計委員会修正案								
3 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間） 単位：t								
生乳の処理内訳								
総処理量	牛乳等向け	うち、 業務用向け	乳製品向け	うち、 チーズ向け	うち、 クリーム向け	うち、 脱脂濃縮乳 向け	うち、 濃縮乳向け	欠減

現 行

3 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間） 単位：t								
生乳の処理内訳								
総処理量	牛乳等向け	うち、 業務用向け	乳製品向け	うち、 チーズ向け	うち、 クリーム等向け	欠減		

図 5

【月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）】

統計委員会修正案

2 生乳の処理量 (トン単位で記入してください。) 単位: t

生乳処理量 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)- (オ)-(カ)+(キ)-(ク)	処理内訳							欠 減
	牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	うち、クリーム向け	うち、脱脂濃縮乳向け	うち、濃縮乳向け	
:	:	:	:	:	:	:	:	:

現 行

2 生乳の処理量 (トン単位で記入してください。) 単位: t

生乳処理量 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)- (オ)-(カ)+(キ)-(ク)	処理内訳					欠 減
	牛乳等向け	うち、業務用向け	乳製品向け	うち、チーズ向け	うち、クリーム等向け	
:	:	:	:	:	:	:

図 6

【基礎調査票】

統計委員会修正案

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）

区 分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイ パウダー	うち、タンパク質 含有量 25%未満	うち、タンパク質 含有量 25～45%	バター	クリ
生産量(1月～12月)								
在庫量(合計)(12月31日現在)								
在庫量(国産)(12月31日現在)								
在庫量(輸入)(12月31日現在)								

(注) バターの在庫量を把握する現行の調査事項については、前記の図1（2頁）を参照のこと。

図 7

【月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用）】

統計委員会修正案

5 乳製品の生産量及び月末在庫量

区分	バター	クリーム	チーズ
生産量	: : : : : : : :	: : : : : : : :	: : : : : : : :
在庫量(合計)	: : : : : : : :		
在庫量(国産)	: : : : : : : :		
在庫量(輸入)	: : : : : : : :		

(注) バターの在庫量を把握する現行の調査事項については、前記の図2（3頁）を参照のこと。

図 8

【月別調査票（本社用）】

統計委員会修正案

乳製品の月末在庫量（キログラム単位で記入してください。） 単位：kg

区分	全粉乳	脱脂粉乳	バター
在庫量(合計)	: : : : : : : :	: : : : : : : :	: : : : : : : :
在庫量(国産)	: : : : : : : :	: : : : : : : :	: : : : : : : :
在庫量(輸入)	: : : : : : : :	: : : : : : : :	: : : : : : : :

(注) バターの在庫量を把握する現行の調査事項については、前記の図3（4頁）を参照のこと。

なお、これらの調査事項の報告者は、大手乳業メーカーを中心とした本社、牛乳処理場・乳製品工場であり、その生乳の処理内訳や乳製品の在庫量の管理状況からみて回答可能であると考えられるものの、調査の円滑かつ効率的な実施を図る観点から、関係する報告者に対し把握目的等について十分な説明に努めることが必要である。

イ 集計事項の変更

本申請では、乳製品の生産量及び在庫量に係る調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

また、調査計画に集計表（統計表）様式の全てを個別に付す形式から、集計事項の一覧表を付す形式に変更する計画である。

これらのうち、前者については、ホエイに係るセーフガードの発動に係る判断等を行う上で必要な情報を提供するものであり、近年の乳製品市場の動向や主要

な乳製品の生産量や在庫量のよりの確な把握に資するものと認められること、また、後者については、集計事項を全国、農業地域といった集計地域とクロスさせて一覽的に整理し、関係する統計表を参考添付するなど、集計情報に係る全体像の把握が容易になるよう工夫するものであることから、適当である。

なお、今回、調査計画上の統計表様式と実際に公表されている統計表とを比較検証したところ、報告対象数が限られ少ないこと等から一部公表を控えている事項や異なる表題・統計表様式で公表としているものがみられたことから、今回計画ではこれらの集計事項について実態に即した変更を行っており、今後公表する統計表については調査計画に基づき適切に公表することが必要である。

2 統計審議会諮問第310号の答申における指摘事項への対応状況について

本調査については、本調査に係る統計審議会答申「諮問第310号の答申 牛乳乳製品統計調査の改正について」（平成18年8月4日付け統審議第7号。以下「前回答申」という。）において、月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要であると指摘されている。

これについて、農林水産省は、月別調査票による調査（以下「月別調査」という。）結果の公表期日について、従前の調査対象月の翌月末から翌月の25日に前倒しして公表しているものの、依然として鉱工業生産指数（速報）に反映される状況になっていないため、今後、下表のとおり、同指数（速報）に反映されるよう公表日のおおむね1週間前までに経済産業省にデータ提供を行うこととしている。

表 前回答申における指摘事項に対する農林水産省の対応状況

前回答申における指摘事項	左記指摘事項に対する農林水産省の対応状況（検証・検討結果）の概要
<p>月別調査の乳製品については、鉱工業生産指数の採用品目となっているが、当該調査結果は、これまで翌月末公表の同指数（速報）ではなく、翌々月公表の確報に反映されていた。</p> <p>したがって、月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要である。</p>	<p>本調査は、平成21年1月から民間事業者から調査票の配布・回収、審査・集計、統計表作成等の業務を委託して実施している。</p> <p>農林水産省は、月別調査票について、民間事業者から調査対象月の翌月18日にデータの報告を受けた後、報告内容を精査の上、翌月25日までに調査結果の概要を公表している。</p> <p>その一方で、経済産業省は、月別調査結果を鉱工業生産指数（速報）の作成に反映させるためには、同指数（速報）の公表日（平成28年度以降は毎月最終営業日）のおおむね1週間前までにデータ提供が必要であるとしている。</p> <p>このことを踏まえ、農林水産省は、平成27年1月から12月までの月別調査結果を用いて、民間事業者から報告のあった18日時点のデータと、25日に公表している調査結果を比較検証したところ、調査票の回収率及び牛乳生産量のカバー率は18日時点で100%であることや、18日時点と25日時点のデータの間にはほとんど差もみられないといった状況であった。</p> <p>このため、今後は、調査対象月の翌月18日時点のデータを析ぎられないかなど、必要最小限の確認を行った上で、翌月21日までに概数データとして経済産業省に提供することとしている。</p> <p>なお、経済産業省に提供するデータ以外の生乳の県間移出入量等のデータについては、検証に一定の時間を要し、また、その集計結果は畜産行政に影響を与えるものであることから、十分に精査する必要があるため、これらのデータを含む月別調査結果の概要は、引き続き調査対象月の翌月25日までに公表することとする。</p>

これについては、鉱工業生産指数（速報）の精度向上に資するものであることから、
適当である。

なお、農林水産省は、経済産業省に対する所要のデータの提供に当たって、公表期
日前の統計情報を共有する範囲・手続等に十分留意するとともに、調査対象月の翌月
18日時点の概数データと同25日に公表するデータに差異がある場合の取り扱い等につ
いて、同省とも十分な調整を行い、適切に対応することが必要である。

3 今後の課題【P】